

▼INDEX

- 1 新着アナリストレポートのご案内
 - 2 上場会社動画配信情報
 - 3 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。

3 証券取引等監視委員会コラム

証券検査について(その8)

前々回からは、2月8日に公表した、「投資助言・代理業者に対する検査結果について」を採り上げ、今回は、検査結果に基づく具体的問題事例のうち、1 投資助言・代理業を逸脱する行為等の「(1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況」を紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うこととした。

今回も、前回に引き続き、具体的事例のご紹介を行うこととしたい。1 投資助言・代理業を逸脱する行為等のうち、前回ご紹介した「(1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況」以外には、「(2)無登録業者に対する名義貸し等(4先)」が指摘されたところである。

すなわち、「(2)無登録業者に対する名義貸し等」が、何故問題であるかと言うと、投資助言・代理業者を含め金融商品取引業者は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせてはならないとされている(金融商品取引法第36条の3)からである。

しかしながら、検査において、投資助言・代理業者が、自社の名義で無登録の者に対して投資助言業務を行わせた事例や集団投資スキーム持分(匿名組合出資持分)の販売を行わせた事例、自社の名義は貸していないものの、無登録で未公開株式や投資ファンドの出資持分の販売を行っている者であることを知りながら、自社の従業員を当該無登録業者の販売業務に従事させていた事例や適

格機関投資家等特例業務に係る出資金の運用に関し、投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、運用を行わせていた事例が認められた。

具体的な検査事例のうち主なものも「投資助言・代理業者に対する検査結果について」に掲載されているので、ご覧いただきたいが、この類型で言えば、J-ストック・パートナーズ(株)は、その名義をもって、金融取引業の登録を受けていない会社取締役役に投資助言業務を行わせており、一ヶ月の業務停止命令と業務改善命令を受けている。

また、(株)トラフィックは、平成 21 年 7 月に適格機関投資家等特例業務の届出を行い、特例業務として自らを営業者とする 6 本の匿名組合出資契約、いわゆるファンドの持分の自己私募及びこれらのファンド資産のデリバティブ取引若しくは有価証券での運用を行っていたものであるが、当社は、21 年 12 月から 22 年 2 月までの間、先に述べた 6 本とは異なる 2 本のファンドについて、その出資金の運用を、投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら、第三者に業務を委託し、デリバティブ取引による運用を行わせていたものである。同社は、6 本のファンドのうち 3 本の運用についても特例業務の要件を満たすことなく行っていたことから、一ヶ月の業務停止命令と業務改善命令を受けている。

さらに、ライフケアバンク(株)は、ある投資事業有限組合の運営者が、金融商品取引業の登録を行わず、無登録で未公開株式の販売又はファンドの取得勧誘を行っていることを知りながら、平成 20 年 5 月頃から、当社の従業員を当該組合において無登録の販売業務に従事させていた。また、当社は、平成 20 年 4 月頃から、当該組合の事業の用に供する事務用機器等に係る諸費用を、同年 10 月から、当該組合の事業の用に供する事務所に係る賃料等を、当社名義において支出していた。なお、当社は事業報告書の虚偽記載も行っていたところであり、登録取消し及び業務改善命令を受けている。

これらは、投資助言・代理業者が、登録制度を逸脱し、法令の規制下でない無登録の者に金融商品取引業をさせている行為であり、違法行為の重大性・悪質性に鑑み、上記を含め、摘発された 4 先全てについて行政処分を求める勧告を行ったものである。

これらの行為について、まずもって求めたいのは、業者の自覚と自律的な法令遵守態勢の整備である。自らが登録業者であることから、投資家には、現実にはその業者の下で投資助言をした者が登録をしている者であるのかは、わかり

にくい。それをよいことに、無登録の営業に名義貸しをすることは、まさに登録業者としての遵法意識の根本にもとる行為である。

また、無登録の未公開株式の販売やファンドの取得勧誘に、手を貸すような行為も、無登録業者による不適切な勧誘行為等が増加する中、違法行為を助長するものとして、厳しく処断されなければならない。

総じて、上記のような違法行為を見ると、一体何のために、当該業者は投資助言・代理業の登録を受けているのか、違法行為の隠れ蓑にすぎないのでは、との疑念すら感じられるものも見られる。

委員会としては、こうした違法行為を、今後も厳しく監視していく所存であるが、投資家におかれては、こうした類例は、違法であるかどうかなかなか気づきにくいとは思われるが、例えば、

イ 登録業者に投資助言を依頼したのに、当該業者と異なる社名の者が「委託を受けた」と称して、助言をしようとする場合

ロ 登録業者が媒介した契約で投資運用を一任している業者に、運用状況を問い合わせたところ、一任した社とは異なる社名で報告があった場合

などで、少しでも疑念をもたれたら、早期に、金融庁・当委員会や日本証券業協会、日本投資顧問業協会へ問い合わせられることをお勧めする。面倒に思われるかもしれないが、その結果、問題がなければ、それで安心であり、不安を抱えたまま、投資を継続されないことの方が、長い目で見てよい結果につながると思われる。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>